

## ○盛岡市サービス付き高齢者向け住宅事業登録等事務取扱要領

制定 平成 20 年 3 月 14 日

改正 平成 21 年 3 月 31 日

改正 平成 24 年 1 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。）、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省令・厚生労働省令第 2 号。以下「共管省令」という。）、盛岡市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成 21 年 4 月 1 日公布。以下「施行細則」という。）に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業登録等及び終身建物賃貸借等の認可等の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の実施)

第 2 条 法第 7 条第 2 項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）は（様式第 1 号）によるものとする。

2 法第 7 条第 2 項第 2 号の規定による登録番号は、サービス付き高齢者向け住宅登録番号簿（様式第 2 号）に所要事項を記載し、取得するものとする。

3 法第 7 条第 3 項の規定による通知を行う場合には、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第 3 号）によるものとする。

4 法第 7 条第 4 項の規定による通知を行う場合には、サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準不適合通知書(様式第 4 号)によるものとする。

(登録の拒否)

第 3 条 法第 8 条第 2 項の規定による通知を行う場合は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第 5 号）によるものとする。

(登録簿の閲覧)

第 4 条 施行細則第 2 条第 5 項に規定する閲覧簿は、サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧簿（様式第 6 号）によるものとする。

(廃業等の届出)

第 5 条 施行細則第 3 条の規定による廃業等の届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届（様式第 7 号）によるものとする。

(登録の抹消)

第 6 条 施行細則第 4 条の申請は、サービス付き高齢者向け住宅登録抹消申請書（様式第 8 号）によるものとする。

(報告の徴収、検査等)

第 7 条 法第 24 条第 1 項前段の規定による報告を求める場合には、サービス付き高齢者向け住宅事業業務等管理状況報告要求書（様式第 9 号）によるものとする。

2 法第 24 条第 1 項後段の規定による立入検査又は質問（以下「検査等」という。）を行った場合は、市長に対してサービス付き高齢者向け住宅事業業務状況等検査質問等報告書（様式第 10 号）により報告するものとする。

（指示）

第 8 条 法第 25 条第 1 項の規定による指示を行う場合は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項訂正指示書（様式第 11 号）によるものとする。

2 法第 25 条第 2 項の規定による指示を行う場合には、サービス付き高齢者向け住宅事業基準適合措置指示書（様式第 12 号）によるものとする。

3 法第 25 条第 3 項の規定による指示を行う場合には、サービス付き高齢者向け住宅事業是正指示書（様式第 13 号）によるものとする。

（登録の取消し）

第 9 条 法第 26 条第 3 項の規定による通知を行う場合は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録事業者登録取消通知書（様式第 14 号）によるものとする。

（終身賃貸事業の変更の認可）

第 10 条 施行細則第 5 条の申請は、終身賃貸事業変更認可申請書（様式第 15 号）によるものとする。

2 法第 56 条第 1 項の規定による事業の認可の通知は、終身賃貸事業変更認可通知書（様式第 16 号）によるものとする。

3 事業の変更の認可を行うことができないときは、終身賃貸事業変更の認可ができない旨の通知書（様式第 17 号）により、申請者に通知するものとする。

（終身建物賃貸借の解約の申入れ）

第 11 条 施行細則第 6 条の規定による承認の申請は、終身建物賃貸借解約承認申請書（様式第 18 号）によるものとする。

2 法第 58 条第 1 項の規定による承認をしたときは、終身建物賃貸借解約承認通知書（様式第 19 号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の承認を行うことができないときは、終身建物賃貸借解約の承認ができない旨の通知書（様式第 20 号）により、申請者に通知するものとする。

（管理報告の徴収）

第 12 条 法第 66 条の規定による管理の状況に関する報告要求については、終身賃貸事業認可住宅の管理状況報告要求書（様式第 21 号）によるものとする。

2 法第 66 条の規定による管理の状況に関する報告については、終身賃貸事業認可住宅の管理状況の報告について（様式第 21 号別紙様式）によるものとする。

（改善の命令）

第 13 条 法第 68 条の規定による改善命令をすることは、終身賃貸事業認可住宅の改善措置命令書（様式第 22 号）によるものとする。

(終身賃貸事業地位の承継の届出)

第14条 施行細則第7条第1項の規定による届出は、終身賃貸事業地位承継届(様式第23号)によるものとする。

2 施行細則第7条第2項の規定による申請は、終身賃貸事業地位承継承認申請書(様式第24号)によるものとする。

3 法第67条第3項の規定による承認をしたときは、終身賃貸事業地位承継承認通知書(様式第25号)により、申請者に通知するものとする。

4 前項の承認を行うことができないときは、終身賃貸事業地位承継承認ができない旨の通知書(様式第26号)により、申請者に通知するものとする。

(認可事業の取消しの通知)

第15条 法第69条第1項の規定に従い、事業認可された終身賃貸借事業の取消しを行った場合は、認可事業者に対して終身建物賃貸借事業認可取消通知書(様式第27号)により通知するものとする。

(終身賃貸事業の廃止の届出)

第16条 施行細則第8条の規定による届出は、終身賃貸事業廃止届(様式第28号)によるものとする。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 1月20日から施行する。